

平成23年度

第38回埼玉県景観審議会

平成23年11月4日（金）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午前10時05分 開会

○(司会)大槻副課長 それでは定刻を過ぎましたので、ただいまより始めさせていただきますと思います。

初めに、第38回埼玉県景観審議会の開会に先立ちまして、今回は7月1日の埼玉県景観審議会委員の改選後、最初の審議会でございます。埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の井上よりごあいさつ申し上げます。よろしくお願いいたします。

○井上課長 ただいまご紹介にあずかりました埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の井上でございます。おはようございます。

委員の皆様におかれましてはお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

埼玉県の景観行政ということで、きょう新たに4人の新しい委員の方を迎えたわけでございますけれども、埼玉県の景観行政はこれまでどういうことをやってきたかということ、昭和62年から昨年まで24回、彩の国景観賞をやっておりました。それから、平成元年に景観条例を定めて、これは一部商業地域に限られたわけですが、全国的に割と早い時期にそういった条例を定めて景観の届出制度をやっていたわけでございます。

このような中、平成16年に景観法が施行されまして、改めて景観行政団体になるということで、景観アクションプランをつくりまして、県の役割はどういうものかということをもう一度整理をいたしました。それは3点ございまして、まず、景観行政は市町村が主体となり、県はその代行業務をやる。2点目は、地域にまたがる広域景観を守り、また創造していかなければいけないという点です。3点目は、自らが公共事業を推進している——建築、道路、河川、公園、これらの中で自らが公共の景観を創造していくこと、この3つが役割だろうということで整理をいたしました。

そして平成20年度に景観計画を定めまして、それに倣いまして県の条例も改正しました。平成21年度からは公共事業の景観形成の指針も定めまして、景観を公共事業もしっかりやってきたわけでございます。

また昨年度は、新河岸川の広域景観形成プロジェクトにおいて、福岡河岸記念館を県の指定では第1号となる景観重要建造物に指定しました。またもう1点、住宅地の広域プロジェクトでは、吉川のオレンジという民間の開発した住宅街区で、これも県内で初めて景観協定を定めまして、着々と景観法を活用した景観形成を行っております。

更に昨年度から、やはり広域景観形成プロジェクトの一環として、歴史のみち景観形成プ

プロジェクトに取り組んでおります。埼玉県は、日光街道、中山道等、街道起源の宿場町が非常に多くございまして、それらの景観資源を昨年度整理いたしました。今年度はモデル地区を3地区定めまして、そこでイベントなどを9月、10月で開催したところでございます。それから、今年度以降、それをどのように景観形成、保全、創造につなげていくかということが現在課題になっております。

本日、委員改選後初めての審議会ということでございますが、埼玉県景観審議会は、知事の諮問機関としてさまざまな分野の方々に委員として参加していただいております。任期は平成23年7月1日から25年6月30日までの2年間でございます。本日は新たに委員に就任された皆様で開催する初めての審議会でございます。まず会長の選出から行っていただくことになっております。

また、本日の議題でございますが、先ほど説明しましたが、埼玉県公共事業景観形成に関連したものでございまして、実は平成21年度に景観形成指針をつくり3年ほど運用してまいりました。なかなか県の各事業課に浸透せず、非常に苦慮しているところでございます。今回そうした中で見直しを行っていかうということで、まだ中間の取りまとめの段階でございますけれども、公共事業の景観形成の指針についてご議論していただくということでございます。

結びになりますが、今後とも本県の景観行政にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○（司会）大槻副課長 ありがとうございます。

それでは、初めての景観審議会となりますので、委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。

お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いただければと思います。1号委員から4号委員の順で、アイウエオ順にご紹介させていただきます。

（各人、起立して挨拶）

○（司会）大槻副課長 どうもありがとうございます。

本日もご出席ということで連絡をいただいていたのですが、藤井忠行委員がまだ到着されておりません。

なお、本日も都合によりご欠席の委員が3名いらっしゃいます。清水夏樹委員、西本千尋委員、山田一彦委員でございます。したがって、全員で13名の方に委員をお願いしております。お手元に委員名簿を配付しておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。

ります。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

(各人、起立して挨拶)

○(司会) 大槻副課長 何とぞよろしくお願いいたします。

では、続きまして、会長及び副会長の選出をお願いしたいと存じます。

埼玉県景観審議会規則第4条第1項では、審議会に会長及び副会長を委員の互選によりこれを定めるとなっておりますが、いかがしたらよろしいかと思ひまして、何かご意見があれば出していただければと思っております。

○中津原委員 よろしいですか。

○(司会) 大槻副課長 はい。

○中津原委員 中津原でございます。

私も今回2期目になりますが、会議の進行上、2期目の方から選んでいただければよろしいかと思ひます。堀先生には前期は副会長をやっていただきました。今回はぜひ会長をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(司会) 大槻副課長 ただいま中津原委員から、堀委員の推薦がございました、皆さん、いかがでございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(司会) 大槻副課長 わかりました。では、異議がないということでございますので、皆様ご同意されたようでございますので、会長を堀繁委員をお願いしたいと思ひます。

堀会長、恐れ入りますが、会長席に移っていただけますでしょうか。

(堀委員、会長席に移動)

○(司会) 大槻副課長 それでは、早速でございますが、堀会長にご就任のごあいさつをいただければと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○堀会長 改めまして、東京大学におります堀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

審議会は、知事から諮問を受けたことを審議してお答えするという役割でございますが、恐らくそれほどの案件はないと思ひます。最初の条例を作って、景観計画を作ってというあたりは大仕事ですけれども、1回作ってしまいますと、後は大体見直し、地域の変更等、その程度です。まあ、それでいいやという考え方が1つです。いやいや、景観が全然根づいて

いないじゃないか、ちょっと県庁内に一石、石を投げて波紋を起したらどうか、あるいは市町村もまるで景観が分かかっていませんので、少し刺激したらどうか、こんなこともあろうかと思います。どちらでいくか、皆さん方とよく議論して決めていきたいと思います。2年、恐らく回数でいうと3回あるか、4回あるか、1年に1回か2回ということですから、それほど議論の場はないかと思うんですけども、せっかくですので、何かやれることをやりたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○(司会)大槻副課長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、副会長の選出を行いたいと思いますが、いかがでございましょうか、何かご意見はございますか。

○中津原委員 いいですか。

○(司会)大槻副課長 はい。

○中津原委員 またすみません、会長に一任したいと思います。

○(司会)大槻副課長 会長一任という声が上がりましたがけれども、皆さん、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀会長 ありがとうございます。慣例で、私たちは2期4年というのが普通でございまして、会長が2期目から、副会長が1期目からというのも慣例でございます。

そこで、今年度は1期目の方は大変優秀な方が多くて悩むところでございますが、景観審議会の性格から、実際いろいろな具体的なものづくりに対して物を申すということも多いので、ものづくり、道路を中心として景観の研究を多くされており、私もよく知っております深堀委員に副会長、次期どうなるか、副会長になりますと次期また大変なので、そこもよく考えてお答えいただきたいのですが、深堀委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、皆さんが、ほかの人がうんとうなずいたので、深堀委員にお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○(司会)大槻副課長 ありがとうございます。これで会長、副会長が決定いたしました。どうもありがとうございました。

それでは、早速ですが、ここから景観審議会に移らせていただきたいと思います。存じます。

ただいまから第38回埼玉県景観審議会を開催いたします。

本日は委員13名のうち現在9名のご出席をいただいております。委員の過半数がご出席しておりますので、埼玉県景観審議会規則第5条第2項により本日の審議会が成立しますことをご報告申し上げます。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと存じます。

まず、確認の前ですが、今回、資料送付で不着など、多大なるご迷惑をおかけしてまことに申しわけございませんでした。この場を借りてお詫びさせていただきます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

一番最初が第38回埼玉県景観審議会次第でございます。両面になっておりまして、本日の出席者名簿を兼ねております。続きまして、座席表、裏には委員の皆様の所属等を少し書かせていただいております。そして配付資料の一覧でございます。

続いて、資料1、公共事業景観形成専門部会の設置について（案）という形になっております。後ろにはカラー刷りのA3も一緒に入っております。

続いて、1枚で資料2、専門部会の今後のスケジュールが入っております。

続きまして、資料3、埼玉県公共事業景観形成指針の運用について、1冊です。

続きまして、資料4、（案）埼玉県公共事業景観形成指針チェックシート（計画設計段階）、これがまた1冊一式で入っております。

あとはご参考までに、景観審議会規則がホチキスどめに入っております。それともう一つ景観審議会運営要領、これは1枚でございます。あとは埼玉県景観アクションプランの冊子が1冊、それと埼玉県景観計画（平成19年8月）が1冊、それと平成20年4月1日埼玉県景観計画に基づく新しい届け出制度が始まるというリーフレットが1つ、それと埼玉県公共事業景観形成指針の解説攻略本が1冊、以上でございます。

過不足等ございませんでしょうか。

それでは、ただいまより埼玉県景観審議会規則第5条第1項により、堀会長に議長となつていただき、議事の進行をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○堀議長 それでは、まず、議事を進める前に、景観審議会規則第9条第2項の規定に基づきまして議事録署名人を指名したいと思います。大変お手数ですが、岩松委員と上田委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

本日は、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○大槻副課長 おりません。

○堀議長　そうですか、はい、わかりました。

それでは、議題に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

まず、**議題1**、公共事業景観形成専門部会の設置につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

議題1 公共事業景観形成専門部会の設置について

○下主任　下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、公共事業景観形成専門部会の設置について説明させていただきます。失礼して、座って説明させていただきます。

まず、ご覧いただく資料は、**資料1**と、参考資料としてお配りしている埼玉県公共事業景観形成指針の解説という冊子、こちらを一緒にご覧ください。

まず、専門家アドバイスの規定について説明いたします。

埼玉県公共事業景観形成指針は平成21年4月に策定されております。冊子を開いていただきまして、4ページに指針の構成が出ております。第1から第6までございます。この指針の目的は、景観資源を活かしてよい景観を創出すること、また、公共施設の先導により景観形成を誘導することなどを目的としております。この指針の第6、運用システムの項目の中に、2番、専門家アドバイスがございます。専門家アドバイスの規定につきましては、指針の12ページをごらんいただけますでしょうか。

12ページの上から3行目に専門家アドバイスという項目がございます。

(1) 基本設計段階、基本設計を行った公共事業のうち景観形成上特に重要なものについては、実施設計を行う前に審議会のアドバイスを受け、実施設計に反映させるとなっております。最後の「実施設計に反映させる」という部分につきましては、実際の事業におきましては工事の工期や、工事の予算などの関係で全てを反映させることが難しいという現状がございますので、運用におきましては、実施設計の参考にするという程度にとどめております。

次に、(2) 施工段階、こちらにおいては、基本設計段階で審議会のアドバイスを受けた公共事業については、今後の公共事業の取り組みに活かすために施工後に審議会のアドバイスを受ける。ただし、1つの基本設計に対し複数の工区に分けて施工する場合は、最初の工区の施工後に審議会のアドバイスを受け、その後の工区の施工においてそのアドバイスを反映させることとなっております。また、全ての工区の施工後に審議会のアドバイスを受けていただきます。

このアドバイスの流れについては、55ページをご覧ください。

こちらに埼玉県公共事業景観形成指針の実施フローがございます。4つの段階に分かれておりまして、まず、調査段階、次に、基本設計段階、その次に、実施設計段階、最後に、施工段階とあります。このうち専門家アドバイスについては、第2段階の基本設計段階を終えた後、専門家アドバイスを行います。これは第3段階の実施設計に入る前とされておりますが、実際には基本設計や実施設計の最中に専門家アドバイスをすることもございます。このあたりは事業の進行状況を見まして臨機応変に対応いたしております。

最後に、施工後についても専門家アドバイスを受けていただくことになっております。実はこちらの指針は平成21年から始まったものでして、実際にアドバイスを行った事例に対して、施工後のアドバイスを行ったものはまだございません。まだ事業を行って完成を見ていないものが大部分ですので、これからこの段階に入っていくことになります。

では、資料1をご覧くださいませでしょうか。

今、1番の専門家アドバイスの規定についてご説明いたしましたが、次に、過去の専門家アドバイスの事例についてご説明いたします。

平成21年度、22年度、この2カ年度にわたって4つの事例がございます。

1枚めくっていただきまして、まず、平成22年度の事例でございますが、県庁芝生広場（仮称）というものについて、昨年度にアドバイスをいただいております。この芝生広場は、県庁の本庁舎と第二庁舎の間にありました車庫上分館という建物の跡地に計画されているものでございます。アドバイスの内容としましては、構内道路、オープンカフェ、動線計画や造成計画、また、植栽、ベンチなどについてアドバイスをいただいております。こちらの事業につきましては、今年度実施設計を行った後、施工を開始する予定でございます。

続きまして、その裏面をごらんいただけますでしょうか。ここからは平成21年度の実施事例となります。

まず、1つ目が一般県道岩殿観音南戸守線、こちらについてはアドバイスを大きく2点いただいております。まず、1点目が、擁壁や橋脚の圧迫感を軽減する方法を考える。2点目が、高欄上の付属物の取り付け方を工夫する。以上2点のアドバイスをいただいております。

続きまして、3枚目、こちらは加須はなさき公園、公園の事例でございます。アドバイスの内容は大きく3点ございまして、まず、隣接地の高校の校舎や水管橋を借景とすべきである。2点目がB池南側に築山等を造成して良好な視点場を形成すべきである。3点目がA池及びB池は現状（ウェット）での利用とすべきであるという内容でございます。

最後に、3枚目の裏面をご覧ください。

大場川、河川の事例でございます。こちらのアドバイスの内容は3点ございまして、小規模な休憩施設を数箇所整備できるとよい。2点目が視方向の立ち上がりを抑え、視対象を見やすくすべきである。3点目が対岸との一体化が図れるとよい。

これらの内容で4事例についてアドバイスをいただいております。

資料1の表に戻っていただきまして、このように専門家アドバイスを諮問していただく機関といたしまして、公共事業景観形成専門部会を位置づけております。

なお、専門部会に属すべき委員及び部会長につきましては、埼玉県景観審議会規則第6条により会長が指名することとなっております。

では、堀会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○堀議長 指名の前に、今の資料1あるいは攻略本につきまして、ご意見、ご質問はございますか。ちょっと分からなかったとか、これはどういうふうに行ったのかとか、質問があれば伺いたいと思っております。

よろしいですか。

それでは、指名をさせていただきたいと思いますが、事務局案はございますか。事務局案を説明していただいたほうがよろしいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○下主任 それでは、事務局案について説明させていただきます。

特に資料は用意しておりませんので、口頭で説明させていただきます。

まず、専門部会の委員選考についての考え方ですが、2点ございます。まず、1点目が公共事業景観形成専門部会には土木及び建築の委員を置くものとし、5名で構成するものいたします。2点目が公共事業景観形成専門部会では2期目の委員である中津原委員に部会長を務めていただきたいと考えております。

以上を踏まえまして、5名の委員を選考いたしました。5名の方々については、まず、色彩の岩松委員、都市環境の中津原委員、土木景観の深堀委員、土木緑地景観の堀委員、建築の高橋委員、以上の5名の方を推薦したいと思います。

○堀議長 ありがとうございます。

今の事務局案で私もよろしいかと思うのですが、何かご意見、ご質問、あるいは反論、私を入れろとか、私は嫌だとかあれば伺いたいと思っております。

どうぞ。

○中津原委員 堀委員がいるのに部会長というもの何ですけれども、堀委員長は会長ですので、私がやらざるを得ないかと思っておりますので、皆さんよろしく、ご協力いただければやっていこ

うと思います。

○堀議長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題1のまとめに入りたいと思います。

まず、公共事業景観形成専門部会の設置案に対する埼玉県景観審議会としての意見ですが、特段、中津原委員の所信表明演説以外ございませんでしたので、当審議会としては異論がないということで、まず、設置案については異議なしとさせていただきたいと思います。

よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、専門部会につきましては、設置とそれから、委員が決まりました。

次の議題に入ってよろしいですか。その前に何かございますか、

○下主任 専門部会の今後のスケジュールについて説明させていただきたいのですが。

○堀議長 どうぞ、よろしくお願いいたします。

○下主任 では、皆様、資料2をご覧くださいませでしょうか。公共事業景観形成専門部会の今後のスケジュールでございます。

まず、これまでの経緯ですが、今年の7月中旬に対象事業の選定を行いました。まず、26の事業担当箇所に照会をかけまして、基本設計を経て実施設計を行うものの数を洗い出しました。そうしましたところ全部で11件上がってきたのですが、その中で、工期を勘案して設計の内容に反映できそうな案件は1件でございました。

こちらは、河川の事例でございます。8月中旬に、対象事業に関しまして現地の視察調査や、資料の収集、担当事業課に対する打ち合わせなどの調査をいたしました。10月28日に、対象事業に関する資料を専門部会の委員になっていただく予定の方に送付しております。そして本日11月4日に、今、会長からご指名いただきまして、公共事業景観形成専門部会が設立されました。早速ではございますが、本日午後には公共事業景観形成専門部会を開催いたしまして、現地視察及び審議をしていただきたいと思いますと考えております。

その後、11月から2月あたりをめどにアドバイス案を作成いたします。これは専門部会でご審議いただいた内容をもとに事務局において作成いたします。平成24年2月に第39回埼玉県景観審議会を予定しております、ここでアドバイス案について専門部会から景観審議会へ報告していただきます。

このような流れで専門部会を進めていく予定でございます。

○堀議長 ありがとうございます。

資料2ですが、このようなことで、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

時間的にはそれほどないので、今日見て、それを基にまとめということかと思います。よろしく願いいたします。

それでは、特段意見がございませんようですので、**議題2**、埼玉県公共景観形成指針の運用につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

議題2 埼玉県公共事業景観形成指針の運用について

○持斎主査 持斎でございます。

私のほうから次の議題について説明をさせていただきます。

座って説明させていただきます。

埼玉県では、平成21年度から埼玉県公共事業景観形成指針運用システムというものを運用開始しております。皆さんのお手元に埼玉県公共事業景観形成指針の解説本があると思いますが、この指針は、基本的には埼玉県景観条例に準じて公共事業に色彩制限基準を導入する、という内容になっております。

11ページをご覧ください。

先ほど、下からも説明がありましたが、運用システムにつきましては、第6、運用システムというところです。実は県が実施する全ての設計業務委託と1,000万円以上の公共工事につきましてはアピールシートを作成することが義務づけられております。これは発注を担当する県職員に対して作成を義務づけているものでございます。

お手元の**資料3**の2ページ目、3ページ目をご覧ください。

これがアピールシートの様式でございまして、事業の各段階において、現場周辺にどのような景観資源があるのか、調査して書いてください。また、景観資源をつくるための工夫、周辺の地域の景観資源を引き立てるための工夫としてどんな工夫を実施しましたかということ自由記述で書いていただくというような様式になっております。これをウェブ上で記載いたしまして、最終的には、ウェブ上なものですから、県民の皆様に対して地域景観を活かした公共事業デザインについてアピールしましょうということがこのシート作成の目的となっております。

このアピールシートのシステムは、年間5万円程度の委託費を使って、サーバーの維持点検をしております。

最初の課長からの説明にもありましたが、このシステムにつきましては、21年度の運用開始から2年を経過いたしまして、さまざまな問題点が明らかになってきております。

その問題点についてご説明したいと思います。まず、1点目は、これは我々の制度の周知

不足というところもあるかと思いますが、事業担当者による記載がなかなか進まないという現状がございます。先ほど全ての設計業務と1,000万円以上のものが対象であるということをお願いしましたが、実は運用開始早々から、事業担当者のほうから、これでは対象件数が非常に多過ぎるという意見がございまして、実際の運用上は、資料にもございますが、500万円以上の設計業務委託と5,000万円以上の工事を対象として運用しています。このベースで統計を見ますと、年間県全体で大体400件前後の対象工事、対象業務委託がございます。実績としては、2年間でそのうち114件が記入されたという状況でございます。対象工事につきましては運用上そのように絞り込んだということはありますが、単純に金額ではなくて、景観の工夫が本当に必要な事業にもっと絞り込んだ形にしてくれないかという意見が大変多いところでございます。

また、もう一つの問題点といたしましては、記載された114件につきましても、記載された内容、特に景観上のデザインの工夫の記載のあるものが非常に少ないというところがございます。

お手元の資料3の4ページから13ページにつけておりますのは、これまで作成していただいたアピールシートの中で比較的記載内容が充実しているものを参考事例として掲載させていただきました。

簡単に説明させていただきますが、4ページ、5ページ目、これは議員会館の跡地を公園として整備した工事でございます。敷地内にパーゴラやベンチを設けました。防護柵を落着いたダークブラウンの色にしました、というような工夫が記載されております。

6ページ目、7ページ目は、県がトラストで買い上げた保全地を整備するという工事でございます。工事上支障となった木の伐採を必要最小限に抑えた、あるいはアヤメ畑や自生するノウルシを見るための木道を設けたというような工夫が記載されております。

8ページ目、9ページ目は、伊佐沼という川越にある沼の護岸工事でございます。ヨシの生息地を新たに設置した、鋼矢板護岸を補強するに当たって将来植栽が可能な構造を有する押さえ盛り土を矢板の前面に設置した、というような工夫が書かれております。

10ページ目、11ページ目は、これは河川、大場川という一級河川の改修の基本設計でございまして、流量がふえない当面の間は暫定の断面として、完成形の横断計画よりも緩やかな1対2.5の断面とした。また、法覆工は原則設けないものとした、というような工夫が記載されております。

最後に、12ページ、13ページでございますが、これは上里学園という児童養護施設の耐震

化の整備でございます。埼玉県の景観計画に適合する落ち着いたベージュ色を外装の塗装の色として選択した、という工夫が記載されております。

比較的内容が書かれてあるものとして例を示させていただいたのが、今ここに掲載されてあるようなものでございます。ただ、実際はこういったある程度内容が書き込まれているというものが114件中30件程度というのが現状です。では、残りの80件はどういう記載内容になっているのかということに関しましては、14ページ、15ページをご覧ください。ほとんどがこういった形になってしまっているのです。工事の事業名、事業概要という基本条項だけ書き込んで、工夫は特にありませんでしたという、こういったものがほとんどというのが現状で、なかなか内容が記載していただけないということが2点目のさらに大きな問題点ということでご説明させていただきました。

我々いたしましたしましては、このアピールシートの仕組みを改善すべきであると考えておりまして、ではどのように改善をしていくべきか、その方向性について簡単に資料3で記載させてもらっております。まず、対象工事を景観上の重要性が高い事業に、工事の場所、工事内容の観点からもう少し絞り込んで実施していきたいと考えております。それに当たっては、現場の地域機関の作成の負担も考慮いたしまして、年間200件から300件程度となるような設定を考えております。

また、多くのアピールシートを記入する技術系の職員が、景観形成指針に配慮しつつ、景観デザインの工夫を理解して県民の皆さんにアピールするというレベルにまだなかなか達していないという部分もございます。自由記述でアピール項目を書くというよりは、個別の事業に対してどのような具体的な景観デザインが可能なのか、それを職員がチェックできるような仕組みに改めたほうがいいのではないかと考えております。

そこで、今回、県民の皆さんに対しての個別のアピールシートの公開というのは廃止いたしまして、これからご説明いたしますチェックシート——景観デザインの工夫のチェックシートを事業担当者がチェックした上で我々景観担当のほうに提出していただき、我々がホームページ上で提出状況を管理するというような仕組みに改めていきたいと考えておるところでございます。

それでは、資料4をご覧くださいと思います。

これが今ご説明申し上げましたアピールシートにかわるチェックシートの案でございます。まず、チェックシートの1ページ目のところには対象の考え方が記載されております。まず、これについてぜひ皆様にご審議いただきたいと考えております。

対象の考え方は、全ての設計業務委託と1,000万円以上の工事のうち下記のいずれかに該当する場合ということで条件を書いております。

まず、景観配慮の必要性が高い区域における事業ということで、国立公園、県立自然公園の区域内、それから、重伝建、景観地区、景観協定の区域内の2点を挙げております。

それから、景観配慮の必要性が高い事業種別ということで、公園、これは都市公園だけでなく、ポケットパーク等も含まれます。親水施設、橋梁、ただし、耐震補強とか製作のみの場合は除いております。電線地中化の事業、塗装工事、塗りかえも含まれます。建築工事全般、ただし、屋内の設備工事、防水工事、内装工事、耐震補強のみのものというものは除いております。

それから、道路の関係につきましては、照明灯や植栽帯、ある程度の延長、100m以上の転落防止柵等が設置される道路、黒色アスファルト舗装以外の舗装を実施する道路、河川や湖沼、用水路等の水面が望まれる道路ということで条件を記載しております。それから、100メートル以上の擁壁、護岸の工事ということで事業の絞込みを行いました。

それから、2ページ目から5ページ目でございますが、これがチェックシートの項目の案でございます。

これは、これまでに県で作成した景観形成指針や平成に入って当初のころに作成した景観デザインの手引きというものが事業別でございます。それを参考にしたり、これまでの2年間で審議会の委員の皆様からいただいた——先ほど説明もありましたけれども、公共事業に対する景観アドバイスでいただいたアドバイスの内容、そういったものを参考にしながらチェックシートの項目を案としてまとめさせていただきました。

事前に委員の皆様を送らせていただいた写真と解説つきの資料では6ページ以降につけております。これは各項目を詳しく説明するための写真と解説文つきの参考資料でございますが、これではページ数が多過ぎて全体が見えにくくなってしまいますので、単純にその項目だけをまとめさせていただいたものが2ページから5ページのチェックシートでございます。この各項目を本日、皆様にご審議いただきたいと考えております。

本日は時間がないので、詳しく説明することはできないのですが、この構成の考え方といったしましては、まず、1つ、これは最初にこちらの景観形成指針の解説の書き方に準じて、眺められる対象としての工夫、それから、眺める場所としての工夫、この2つに大きく大別して書いております。それぞれの大項目が共通の項目、それから、事業別に道路、街路、河川、公園、建築という事業別の中項目に分類されております。共通の項目は、全ての対象事

業でチェックしていただく、そのほかは該当する事業の項目をチェックしていただくというような方法になります。

各項目につきましては、本日時間も限られておりますし、事前に皆様にお渡ししているということもございますので、簡単に読み上げるだけで確認をさせていただきます。

まず、共通の項目は、「外観部分に色彩制限基準に該当する色彩を使用していない」、「同一の断面形状が長く連続しないように設計した」、「転落防止柵等の直線が連続しないように整備した」、「水際線が直線的にならないように整備した」、「道路と河川、道路と公園、河川と公園などの境界部を一体的に整備した」、「特に景観的配慮を要する場所では、舗装材はなるべく小さい材料を選択した」、「舗装面にゲシュタルト（図）を取り入れた」、「植栽する箇所にはアースデザイン（地形）を施した」、「単調なコンクリート壁に造形を施した」、「敷地内に既存の自然環境を保全している」、「地場産材の利用により地域性を表現している」、「形態デザインにより地域性を表現している」、「重要な目印となる地点にランドマークとなる樹木を配した」、以上13項目が共通の項目です。

道路では、「地形を生かした線形計画や、高架構造・上下線分離構造の採用等により、周辺の地形に調和するようにした」、「法面の表情を和らげるようにする」、「道路敷に既存の並木を保全した」、「橋梁の形態意匠は周囲に与える圧迫感を和らげるように努めた」。

街路では、3項目挙げております。「歩車道幅員比をできるだけ大きく（見えるように）した」、「特に景観上の配慮を要する街路において、車道部の舗装材料に変化をつけた。あるいは白線——これは塗装材のことですが、白線の使用を避けた」、「道路境界部または歩車道境界部の輪郭線がなるべく直線的にならないように計画した」。

河川では2項目、「護岸の表情を和らげるようにする」、「水制工、柳枝工、連柴柵工等の伝統的な河川工法を採用した」。

公園で2項目、「築山などにより地形をつくった」、「多種多様な樹木や花を植栽した」。

建築で6項目、「周辺の景観資源の眺めが阻害されないように、建物を配置・形状を工夫した」、「道路の延長線上にランドマークとなるように建築物を配置した」、「沿道部分を道路と一体化させている」、「木材の利用や良好に維持される壁面の緑化等により、柔らかな雰囲気を持たせている」、「歴史的建築物を再生し活用している」、「屋上設備等の付加要素が外部から直接見えないように工夫している」。

以上の30項目が眺められる対象としての工夫について挙げた項目です。

それから、眺める場所としての工夫が4ページ、5ページにございまして、共通で8項目。

「山岳や建造物、水面等の景観資源が適度な見込み角で見える位置に眺望点を計画した」、
「スロープや比高の小さい段差の活用により、柵等による視方向の立ち上がりを抑えた」、
「樹木が眺望を妨げないように配慮した」、「要所にベンチを数多く配置した。また、ベンチから見せるものを意識して、ベンチの配置や向きを計画した」、「ベンチは床仕上げによる分節やポケットパーク、植え込み等により自己領域を形成している」、「ベンチの座面や床材、柵の手すりなどの部分に木材を使用した」、「休憩施設において飲食サービスが提供されるように整備した」、「水際をできるだけ緩い斜面とするなど、水面に近づきやすい視点場を形成した」。

道路・街路として7項目挙げました。「山岳や建築物、斜面林の稜線などがアイストップとなるように線形を計画した」、「歩車道境界部の立ち上がりができるだけ見えないように整備した」、「街路において電柱、街路灯や電線共同溝の地上機器等をできるだけ壁面に寄せるように計画した」、「標識、照明、信号、電柱などの一部を共架した、あるいは、デザインを調和させた」、「車道部との位置関係を十分に考慮して休憩スペースを計画した」、「T字路・Y字路・カーブなどを多用したまちなみを形成した」、「道路では、路肩や歩車道境界部をソフトショルダーとした」。

河川の関係で3項目上げております。「親水活動を高める空間は小さく分節する」、「河道内の断面形状を複断面とし、高水敷を利用可能な空間として整備した」、「天端部に堤防並木やサイクリングロード等を整備した」。

建築の関係で2項目。「水辺や樹林など、外部の既存の景観資源が眺められるように整備した」、「中庭や屋上庭園、デッキ等の設置により、明るく開放的な視点場を整備した」。

以上、案としての50項目をまとめさせていただいております。できるだけ多様な観点から景観デザインの具体的な工夫を網羅的に、かつ集約的に記載したいと考えておりますが、まだまだ非常に、いささかバランスが悪く、分かりづらい部分もあると考えております。

1つは、対象の考え方、もう一つは、一つ一つの項目のあり方、これについては是非ご議論いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○堀議長 まず、資料3は、今までのアピールシートの解説ですね。資料4は、そのアピールシートに代わるチェックシートの提案ということですね。そういたしますと、具体的に、まず、質問のほうは資料3、資料4、どこでも結構ですが、意見をいただくのは主に資料4ということになりますか。

○持斎主査 はい、よろしくお願いいたします。

○堀議長 では、よろしく。どこからでも結構だと思います。今日の審議会の一番中心になる
ところかと思いますが、何でも結構ですので、お気づきの点、ご指摘いただければと思い
ます。どうぞ。

いきなりどうぞと言われても、ちょっと皆様に考えて、頭の整理をしていただいている間
に少し私の思うところをお話ししたいと思います。

なぜアピールシートがうまく機能しなかったのかということを少し考えてみたいと思うの
ですが、まず、県としては大事なことは何かと考えますと、アピールシートを書かせること
と公共事業でいろいろな工夫をしてもらうことと、どちらかと言えば、工夫をしてもらうこ
とですよ、圧倒的に、そうですね。書くことよりも、事業時に工夫させることのほうが
重要だと思うので、今回のものに関係しますけれども、チェックシートも書いてくださいと
いうことよりも、やはり工夫してくださいということを中心に、どうしたら工夫がよりでき
るようになるかということ少し考えたらいいと思います。

アピールシートの場合、書きっ放しで、あと何も別に景観サイドのほうからのリアクショ
ンがないとか、あるいはそれで何か書かなかったから給料が下がってしまうとか、そういう
ことがなければ、書くことだけを義務づけられていたら、なかなか書く動機にならないで
すよね、面倒くさいというようなことで。今日の話を知っていると、書くことを促進させるた
めに簡便化する、それから、書く数を絞らせる、つまり対象の数を絞って、それから、簡単
に書けるようにチェックシートでぼんぼんとチェックできればいいんだという、そういうふう
にしようとしていますよね。それはアピールシートの書くことの簡便化を目指しています
よね。本当にそれでうまくいくのかということ少し考えたほうがいいと思います。もとも
と書く気がない人に簡便化したから書けと言って、果たして書くようになるか。数も減ら
したんだから、書けと言って、果たして書くようになるか。それはちょっと気になる場所
です。

書かないこと理由は、多分面倒くさいからということもあると思うのですが、恐らく工
夫で何をしたいかわからない、景観がよくわからない、書きようがない。あるいは書き
ようがない以前に、事業のときに工夫のしようがないというか、何をやっていいのかわか
らない。もちろん技術者の皆さんは当然真面目なので、分かっているらやると思うので
すが、何をどうしていいのかわからないのでやりようがない。やりようがなかったのも、
やってないので書きようがない。単に書くだけだったら面倒くさいのでやめてしまおうか
という話に、そういう何かメカニズムになっているような気がします。

そうすると、書くことだけの促進でうまくいくかどうか。一番大事なことは県民サイドからすれば、たくさん書かれることがうれしいということではなくて、埼玉県の公共整備がよくなるのがうれしいのですから、事業時に工夫することを促進させるためにはどうしたらいいのかということをもう1回考えてもらいたいです。

できるかどうか、私は分からないけれども、今回もせっかく作った公共事業景観形成専門部会、あるいはこの審議会でもいいのですが、事前に何かもらって、ペーパーレベルでもいいから、何かこういう案件があるとなれば、一言、二言でも、「ああ、これはこういうふうにやったらいいよね」ということを言えると思うのです。でも、今回も1件でしたか、先ほどの、何百件ある中で1件しか我々が物を言わないということは、少なくとも、チェックシートにしろ、アピールシートにしろ、我々が何か専門的に工夫のアドバイスをできていない、チャンスをもたらえていないということになりますよね。だから、アピールシートをチェックシートに直して書くことの促進を促すことももちろん大事だとは思いますが、それよりも、工夫をさせるチャンスをふやすにはどうしたらいいのか。それは我々が現場へ行っていたら大変で、そんな何百件もやり切れないけれども、少なくともペーパーレベルで回って、「あ、ちょっとこれ大事なんじゃない」とかと言うくらいは、あるいはちょっと見ただけでも、「あ、これ、こういうのがポイントですよ」ということは専門的にすぐ分かるような気もしないでもないです。ただ、それは大変ですから、そうしようということではないのですが、事業時に工夫させるにはどうしたらいいのかということ、やはり少し頭に入れておいていただきたいと思います。

時間をとりましたので、まとまったかと思えます。どうぞ、何でも結構です。

どうぞ。

○福森委員 今、会長から、事前に資料云々の話がございました。私も北本市の環境審議委員や、去年9月まで県の森林審議会の委員を拝命して、事前に資料をいただいて、その都度、まず10回あれば10回とも意見書をまとめて出したのです。今回なかったので、すごい寂しい思いをしました。

それはそれとしまして、会長からどこでもいいということでしたので、総括的に見ますと工夫というのは勉強するとか経験する、それから、大事なのはアイデアとかひらめき、私も卒論のときには寝てからふっとひらめいて、電灯をつけて枕元にあったチラシの裏にこういうデータをこういじってみたらどうかといった、すごくいいデータが出たのです。ですから、そういうことが県の公務に就かれている方全員そうであれとは言いませんが、そういったこ

とがやはり大事だと思います。それと公共事業に携わるといふこと、その魂を、結局公共事業によって市民生活の向上につなげるという意識ですね、そういったものがないと駄目だと思います。やはり民間であっても、お客様最優先、お客様相談室を設けて、CSRとか、きれいな包装紙整備で内実が伴わないというケースが多々見られますけれども、やはり公の立場からそれを率先垂範していただくという姿勢を埼玉県から見せていただければと思っています。

あとは各事業に、例えば1級河川ですと、国から河川法という国の枠、法的規制もありますし、その事業予算、その中で工夫したいけれども、できない。それであれば、民間のほうがよっぽどできるわけでして、共通仕様書等で決められたがんじがらめの規制というものがあるので、そういったことについては技術者の方は特に頭に入っていると思います。ですから、殻を破りたいのだけれども、破れないというようなところがあるのではないかと思います。

今の具体的な項目ですが、3ページの河川・調整池等、水制工、柳枝工等の伝統河川工法というのもありますが、今世間一般に言うと多自然型工法、こっちのほうが最もポピュラーです。市民が求めているのはそちらではないかというふうに思います。

先ほどの予算に関連しますが、5ページのやはり河川・調整池等で天端部に堤防並木やサイクリングロード等を整備した、これなんかはまさに当初計画で予算がなければやろうとしてもできないことですから、これは工夫というよりは、柔軟に予算の枠を拡充することができる、予備費を持ってくることができるといふような場合でしたら可能でしょうが、一般論としてこのように絵に描いた餅になりかねない、項目としてこのチェック項目はいかがなものかと感じました。以上です。

○堀議長 ありがとうございます。

事務局から何かお答えはございますか。

○大槻副課長 それでは、先ほど会長からもお話しされたとおり、アピールより工夫することが大事であると。今回、実はこちらとしてはアピールシートを簡略化しただけでは考えておりませんで、この資料3の改善の方向というので、4つポツがありますが、ポツの3つ目の多くの職員は景観デザインの工夫を理解し、アピールするレベルには達していない、そのこともありますので、個別の事業に対してどのように具体的な景観デザインが可能であるかをチェックする仕組み、要はこちらからこういうことが可能だよ、道路ではこういうことが可能だ、建築ではこういうことが可能だというようなことをこのチェックシートの中で出して、

ヒントを与えて工夫をしていただきたい。その中には例えばシンボルツリーを植えるという一つをとっても、予算の中で木を植えるのであれば、シンボルツリーとしてどこに植えれば、一番効果的なところに植えられるのではないかとかというようなヒントを出していくものとしてこのチェックシートを作成していきたいと考えているというのが事務局の考え方でございます。

○堀議長 大変結構だと思います。そうすると、アピールシートが報告ですよ。こういうふうになりました。チェックシートは事前に出すということですね。つまり出して、それが甘かったら、いや、ちょっとこれはこういうふうにはできないのではないかと、それが理想ですね。チェックシートも報告だと同じになってしまうという気がします。

○大槻副課長 ただ、その辺がちょっと難しい、2回往復できるのかという、行ったり来たりのでやり取りができるかどうか。我々は今のところ工夫をしてくれているのか、工夫の仕方も知らない人が多いのではないかと。それであれば、後でチェックシートを出さなくてはいけないということであれば、基本設計段階のときにちょっと見ていただいて、単調な擁壁を100mつなげるというようなことはやらずに、やはりそこに段差を設けてもらうなど、境界をあいまいにさせていただくとか、そういったことがヒントになってある程度のことを計画していただけないか。その結果として、ちゃんとこれは考えましたよということを経済的に報告していただければと思っております、いつの段階でも使えるようなものというのを目指しているというのが今のところなんです。

○堀議長 わかりました。今のお話のようにうまく機能するにはどうしたらいいのかということをよく考えて、考えるときには、何でもそうですけれども、書く側の立場に立って、あるいは事業を行う側に立って考えないと、彼らが工夫してみようとか、チェックシートを埋めてみようと思うようにならないと役に立たないので、書いてくれ、書いてくれと言ってもなかなか難しいので、是非うまく機能するように特段の工夫をしていただきたいと思っております。

○吉岡委員 素人の立場で、県民の立場で、1つ、2つ質問します。資料4のチェックシートを見たときに、非常に微に入り細に入りチェックするようにはなっているのですが、1つ、眺める、視覚、もちろん景観だからそうなのですが、その前提に安心や安全等も入れれば、もちろんベースにあると強調していただけるといいかと、共通項目のところで感じました。

例えば色彩も、もちろん自然景観と調和する色彩が大前提ですが、障害を持つ方々にも配慮した色彩や、サイン等もあると思っておりますし、サンプルの写真の中に、確かに単調にならないようにということで水辺等いろいろ工夫している例として、銀座温泉の写真もありますが、

お年寄りや子供の視点からいうとごちゃごちゃし過ぎているというか、細かければいいというように誤解されかねないかなどか、多種多様な樹木や花というのも、もちろんそのベースにその地域の植生や伝統、歴史を配慮してのことだと思いますが、その辺を共通項目で強調したほうがよりよい眺めになるのではないかというのが正直な素人の感想です。

それから、チェックシートを作るとはすごくいいことですし、計画設計段階で行うということは大前提だと思いますが、そこにある程度専門家というのでしょうか、そういうことに関する経験のある人がこのプロジェクトに関わっているのですとか、どういう方に相談しましたかというようなのがなくていいのだからかと感じました。以上です。

○堀議長 事務局からは何かございますか。

○持斎主査 ご意見ありがとうございました。

もちろん公共事業を行うに当たって、安心安全ということは最優先に考えていかなければならないことなので、それをこの項目の中にどう表現するかということはよく考えて、できれば入れる方向で考えてみたいと思います。これは個人的な意見になってしまいますが、職員にその景観デザインということを啓発していくに当たって日々感じることは、本当に安心安全は大事なことで、どうしても安心安全のほうに偏り過ぎてしまう、バランス感覚を少し持つ必要があるので、なるべく具体的な景観デザインの工夫というものをここに記述できれば、チェックをしながら職員が学習できるので、先ほど会長もおっしゃっていたような、職員が書きたいと思う、これをチェックすることで景観デザインの学習ができるというようなものにしていきたいと考えているところでございます。

○堀議長 これは実は一般の方には多分全然分からないと思いますが、標準設計、要するに普通に作る方法があるのです。それは書く必要はないですよ。例えば橋は落ちないように作りなさいと書く必要はないですね。安全安心も全く同じで、実は書く必要はないのです。普通にやったのでは駄目なところだけ、普通ではないことを書いているのです。普通のことを入るとそれは膨大になります。標準設計というものがございまして、それは書かなくてもみんな分かっているのです。標準設計で、つまり普通にやったのではなかなか埼玉県は良くならないので、ちょっと普通の方法にプラス、こういうことを考えましたか。おっしゃるように、これをやれということではないのです。こういうようなことも考えましたかということなのです。細かくすればいつでもいいとか、多種多様な木を植えればいつでもいい、そうではないのです。そういうようなことも考えましたか。普通に、例えば街路樹だったら、街路樹のデザイン上の特徴というのは同形同一樹種の等間隔植栽なのです。

でも、例えば浦和駅から県庁に来るときに、県庁通りではなくて、何通りというのか、1本大宮寄りの商店街の中の細い道がありますよね。あそこの街路樹を御存じですか。是非見てください。お店の前の両方に2本ワンセットでところどころに街路樹を植えているのです。あれは街路樹ではありません。でも、ああいうことを、つまりあそこの道の場合にはあれがいいと思ったのでしょうか、そういう工夫なのです。普通に標準設計だと何も考えずに等間隔に同じ木を植えます。標準設計は書く必要はないのです。みんな知っていてやっているから。それでうまくいかないところや、良くならないところが沢山あって、こういうようなことも考えてくれましたかということなのです。全部チェックすることもあり得ないのです。このチェックシートの意味はこんなことがあるのですよということをまず知ってもらおうということなのです。

ここに書いてあることは非常に専門的で、普通の技術職員は知りませんし、そもそも意味が分からない技術職員も沢山います。例えばゲシュタルトと書いてあるでしょう、これらが分かる技術職員はいないです。それから、分節とか自己領域等、これらが分かる技術職員は実はいないです。これが分かるだけでも、これを読んでもらうだけでも、私はかなりすごいな、よく作ったなと、感心して実は見ていました。

これを全部やりなさいということではなく、このようなやり方も標準設計以外にあります。そういうことを工夫することが、とりもなおさず埼玉県の公共空間をより良くしていきますと言いたいのです。私はそこまで分かるので、決して安全安心が書いてないから、安全安心をないがしろにしているということではなくて、普通、標準設計に書いてあることに加えて、こんなことも考えてみてくださいということを言わんとしているのだと私は思います。

○中津原委員 いいですか。

○堀議長 どうぞ。

○中津原委員 まとまらないのですが、1つは、この資料4の頭紙のところで対象事業が書いてありますが、見ようによっては全部含んでいるような感じがするので、どのくらいのものが対象となるのか、あるいは何がどの程度が抜けるのか、ちょっとよく分からない、それが1つ。

それから、それに関連すると、やはり非常に多くの事業を対象にしてこういうことを網羅的にやるということになると、どうも効果が余り期待できないのではないかという気もします。むしろ例えば各事業課で道路建設課何とかと、どういうのがあるかよく知りませんけれども、各事業課の中で1つ取り組めば、こういう工夫を一旦取り組んでみれば、そこでやっ

た工夫とか知見というのはその事業課のノウハウになると思います。だから、やっているところで何かモデル的にもう少し深くやるような、そのような取り組みのほうが有効なのではないか。全般的にこう網を打つと、またどうってことない魚しかつかまらないのではないかという感じがする。それが2番目。

それから、もう一つは、こういう工夫で余計な金が要るものと要らないものがありますよね。特にお金を増やさなくても工夫次第でできるようなものと、それをやるためには特にお金が要るとか、あるいは何か事業を広げなければいけないというので予算に関わるようなものと両方あると思います。前者はやっていただけだと思うのですが、金が要るもの、予算を変えなければいけないようなもの、事業を結構組みかえなければいけないようなものについては今の状態ではできないでしょうね。その辺は景観形成を所管している田園都市づくり課だけではなかなかできなくて、全庁的というのか、極端に言うとな知事さんの少し権限を使ってもらわないとなかなかできないことではないかと思います。ですから、その辺のチェックシートと、予算部門や全庁的な取り組みに何かつながるような工夫が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○堀議長 今のお話は、要するに直接このようなチェックシートではなく、このチェックシートに書いてあることを実践的にさせることを考えてほしいというのが1点目と、2点目は、予算と連動、あるいは今は予算が厳しく、お金が増えるということはまずないので、私の考えだと、これをお金をかけずにいかにやるかということが重要だと思いますが、予算と連動させるということですね。その2点と、もう一つありましたか。

○中津原委員 どれくらいが対象になるのか、どういうものが抜けていくのかという話です。

○堀議長 以上3点ですが、事務局から何かありますか。

○大槻副課長 すみません、それでは、分けてやりたいと思います。まず、2点目にあっとうまく機能するようなイメージの話は、やはり今後どうしていかなくてはいけない、例えばですけれども、各事業課でテーマを決めて今回はこれをやる、道路はこれをやるというようなことを決めてテーマを持って取り組んでもらう等の仕組みも確かに必要かと私も思いましたので、うまく機能するように、先ほど吉岡委員がおっしゃったように、誰かにきちんと相談したのか等も含めて、そのようなシステムはまた何かしら肉付けはしていきたいと思っております。今日ここでこうだということではないという形だと思います。

それとお金をかけずに工夫させたいというのが私どもの狙いですが、私どもの課で全部の予算は取れません。昔バブルの頃は、デザイン費のようなものがあった時期もありましたが、

今は一切なくなってしまいました。当時は県営住宅にも屋根に瓦を乗せたり、和風な建物にしたり、いろいろやった時代もありましたが、今はもうないです。

本当は、我々職員たちがよく勉強するよという話もあったのですが、きっとこのアピールシートというのは、もう勉強していてアピールできるのだということで、始まったと思うのですが、ふたをあけてみると実はアピールなどできずに、実際はまだ工夫すら知らないという段階であった。今後工夫の仕方を覚えていけば、予算時期にどの程度の予算が違うのかということも把握していくと思うので、予算時期にもそれは応用できてくると思うのです。倍の値段がするものをやるかどうかというのはまた別で、肝入りで、エコだからということでプロジェクトをやった例もありますが、普通に何か工事をやるときには、設計していく段階で、築山一つつくるのに幾らかかるかと分かってくれば、築山を是非入れたいということで最初から予算取りができる等は、できていくのではないかと考えておりますので、最初の底上げを目指したいということが今回の基本的な考え方でございます。

また、対象項目は何が抜けるのかということについては、持斎から説明させたいと思います。

○持斎主査 対象につきましては、県では多種多様な公共工事があるのですが、公園や建築の工事というのはそれほどでもございませぬ。1,000万円以上に絞れば、これは数十件の範囲内に入ります。そこで今回公園と建築工事は特に細かい限定は入れずに、ほぼ全て拾うようになっています。

建築は屋内の工事については対象外としていますが、問題は、道路工事と河川の関係の工事です。これは非常に件数が多いです。多い中でどのように絞ったら効果的なのかということは非常に苦慮したところなのですが、まず、河川につきましては、一番上に公園、親水施設とありますが、これは親水施設ということで1つカテゴライズしました。今、県では水辺再生100プラン等、河川の整備を進めておりますが、そういった親水施設の工事をまず1つ、それから、河川の工事は浚渫（しゅんせつ）や、腹付けの盛り土等の工事も多いのですが、これらは水際線が多少変化したり、多少景観上影響がある部分はありますが、そういうものは落としまして、一番下の100m以上の護岸整備をする工事、ここに焦点を当てました。

また、道路も非常に難しい。山並みが見える道路、商業区域にある道路等という考え方もあるのですが、それに条件をつけて絞り込むのは難しかったので、これは下から3つ目から、照明灯や植栽帯、100m以上の転落防止柵と書いてある項目がありますが、そこから下3つが道路の関係です。照明灯や植栽帯、100m以上の転落防止柵が設置される道路、要

するに何か道路敷内で立ち上がるものが計画されている道路は対象にするということです。それから、単なる黒舗装、道路関係の工事等で舗装の打ちかえ工事は非常に多いです。そういったものは全く景観に影響がないわけではないのですが、対象から除外いたしまして、黒色アスファルト以外の舗装があれば、それは考えて、チェックをしてください。それから、河川、湖沼、用水路沿いで水面がきれいに見えるのに、工夫のない柵を設けてしまっている道路は非常に多いので、そういうところでは気を使っていただきたいという思いを込めて、水面が望まれる道路という分類を入れているところです。

今後、こういった項目で絞ったら何件くらいになるのかを調査しようと思っています。実際何件くらいになるか、まだ正確には把握できていませんが、事務局の予想では少なくとも400件は下回る、200～300件程度に絞り込めるのかと考えているところでございます。

○井上課長 少し補足いたしますと、2点目の中津原委員の事業課の中で1つ取り組んで、それをパイロット事業、モデル事業にして、それを広めていったらどうかという話でございましたが、チェックシートは先ほど言っているように各現場の職員にいろいろな工夫をしていただくための1つのツールです。ご提案なさって、進化させてどうだという話は、先ほどからありましたけれども、専門部会の対象事業の活用で、この審議会もしくは専門部会で審議いただく事項や、そういうところで、例えば各事業課で今年は道路と河川で1本ずつ、あるいは営繕、建築で1本ずつというような形でやっていければと思っています。チェックシートとはまた別に。

○中津原委員 だから、それが上がってこないからね。

○深堀委員 よろしいですか。

○堀議長 お願いします。

○深堀委員 今お話がありましたけれども、結局専門部会でまとめてレベルアップするものというのが1つと、それから、もう一つはチェックシートであまり審議会からはフィードバックできないけれども、向上させていく方法を考えようというものがあるのだと思います。チェックシートを見ますと、大体計画設計段階でいろいろな項目をチェックするということが過去形で書いてあるわけですが、恐らく計画設計段階で基本設計が終わった後で、チェックすると同じようなことになってしまうような気がします。景観デザインできるかということをチェックするというのはいいアイデアだと思うので、調査段階でいろいろな指針の中にある項目に該当するかどうか、できるかどうかということを自ら申告するか、恐らくアピールシートの段階でこれをきちんと読んでいただいているか分かりませんが、以前の段階

だと、調査段階の後は提出がなくて、設計段階の後でこれを出す。つまり設計が終わって、自分たちがやったことでこれに該当することがあったのか探すような状態になっていると思いました。

ということで、一番初期の段階で必ず出すということができかどうか肝心で、あとは別にいい書類をつくったから表彰されるとか、ペナルティーになることはないので、あまりしたかどうかを問うても意味がないのかな。やるかどうかということに関しては、専門部会できちんと中身について議論できるのであれば、それでいいかと思いました。以上です。

○堀議長 事務局から、何か今のことについてコメントがございますか。

○大槻副課長 初期段階で提出させるほうが効果的ではないかというご意見等ありましたので、今までのアピールシートの流れ方とまた違って、一番効果的な、その時期を踏っていきたいと、また、いつの段階で提出させるとかということも含めて検討していきたいと思っております。

○堀議長 報告ではなく、事前のチェックシートとしたらかなり違うと思います。私も先ほど言ったようにそのほうがチェックシートらしいと思います。事後の報告ではなく。

○大槻副課長 設計が決まってしまったという報告ではなく、設計を行っている段階でこういうことをという形で出していただくとか。

○堀議長 そうですね。それから、そういうことを相談してみようとか、あるいはチェックシートに書いてみようと思うようなモチベーションをどうやって上げていくかということはずごく大事で、仕組み、システムを新しく作っても、やはりそれを運用する人たちの共感や強い意思がないと動かないですね。何でもそうですが、どうやってやる気にさせるのか。そうしないと幾ら仕組み、システムをいじっても機能しませんよね。

○羽生委員 関連して、質問をしたいのですが。

○堀議長 どうぞ。

○羽生委員 事務局に質問したいのですが、先ほどからお伺いしていると、これはアピールシートの時代もそうですし、今回もまだこれからということですが、基本的にプッシュ型なのか、プル型なのかでいうと、仕組みは作ったので、後は事業を実施される各部署が自発的に出してくださいという仕組みのままでもいいとお考えなのか。要は先ほど400件とか、何件でしたか、すごい件数があるので絞りましたというお話がありましたが、県のシステムがよく分かりませんが、どこかでそれを、皆さんが今こういうチェックシートが動いているから、やりなさいと茶々を入れられるような機会というのはシステムチックにできないのでしょうか。

かという質問です。何となく今聞いていると、過去に関しては恐らくどうにでも整理をすれば情報は集まってくるのでしょが、オンゴーイングのどこでつかまえるかということは恐らく問題だと思っていて、それはこういったきれいなフローチャートではなく、電算システムのどこかへの登録等、そういったシステム部門と連携すれば、自動的に皆さんの課に連絡がくるような、そういった仕組みづくりは可能ではないのですかという質問です。

○堀議長 では、事務局のほうから。

○大槻副課長 すみません。

○堀議長 答えにくいかな。力関係だと思います。「やれ」って課長が言ったら、ほかの事業部門がやるのだったら、もう、やれと言っていますよね。なかなかそういうバランスにないので、こういうチェックシートをせめて作って心ある人に見てもらおうという善意に期待しているところが多分あって、恐らく今の羽生委員の言ったようにやると、反発ばかり大きくなって、逆に、こちらのほうに対していろいろ……。

○羽生委員 実は質問した動機は制度の周知不足というところを問題点に掲げられている点でして、要は何をやっても周知がいかなければ、それは誰もやってくれないよねという、その疑問からだったのです。確かに性善説的に心ある人がきちんとチェックをしてくれるというところから始めるのが現実的だと思いますが、周知方法の工夫はもう少しなかったのかなという。

○持斎主査 仕組みの説明会というのは、21年度に運用し始めるときに開催し、地域機関ごとにきめ細かく行ったのですが、やはりそれだけでは羽生委員がおっしゃるように結果的にはだめでして、本当に今動いているオンゴーイングのものに対して、出してくださいというお願いではないですが、こちらが把握して、最後は一声かける必要はあると思います。もしかしたら反発になる可能性はありますが、それは怖がらずやっていく必要はおっしゃるとおりあると考えています。

そのために、今この人数でやっているのですが、把握できる規模でないといけませんので、それが1,000件や、500件でもちょっと追い切れないという感覚です。それもあって、200～300件程度であれば、建設管理課の電算システムと連動すれば、何が今動いているのかというのは把握できますので、チェックしてくださいと協力依頼をきめ細かくやっていきたいと考えているところでございます。

○羽生委員 要是そういう双方向のやりとりができれば、今、先生方が皆さんおっしゃっているような、例えば調査段階できちんとやるべきでしょうとか、事後の報告ではなく、本当に

チェックシートとしてやりましょうというのは、どんなにルールを作ってもやらない人はやらないので、やはり人と人との双方向コミュニケーションがあれば、やる場合も今よりは少し頻度が上がるのかなど。それはもちろん事業の進め方の場合、場合で違うでしょうから、そこをお仕事を増やす結果になったら申し訳ないですが、割と自動的に情報がある中でチェックをして、プッシュの形でやっていけないかと思います。

○井上課長 プッシュの話ということですが、実はなかなかアピールシートが普及しないので、私のほうで県土整備部と都市整備部の課所長会が年4回くらいありますので、そこでいつもお願いしていました。お願いしたのですが、どうもアピールシートの中身を見ると1,000万円以上とか、先ほど言ったように単なる黒舗装までお願いしている。かなりの反発を受けて、何だ、これは、こんなじゃ書きようがないよという感じで、やはり中身を見ていたら、アピールシートを入れる側が非常に書きづらいシートになっていた。高邁な委員の方々とか、ある程度景観を知っている人であれば書けますが、中身に問題があったというのもありました。

それから、制度上位置付けるのであれば、設計書の施行時や設計時に、今、実は環境配慮方針だとか、あるいはリサイクル等といった視点で行っているか、コスト縮減にどれだけ努めているかという項目も義務付けられています。それを単に設計書の事後報告のような形に入れさせることもシステム上は可能ですが、そうすると先ほどから出ているように事後報告的なものになってしまうし、機械的なものにもなってしまうことがございまして、やればできますが、もしそれを入れろということになると、今、現場も人を減らされていますので、かなり現場から、反発を食うことは予想されます。会長が心配なさっているように。ですから、そういう制度もありますが、基本的には今言ったように意識改革、工夫していただくことが第一だと思っています。いろいろ困難性はありますが、可能なことは可能です。

○羽生委員 全てやることは多分不可能だと思うので、おっしゃるように200~300件に絞りたいということでしたが、実際にその中から本当にプッシュするのはもっと数が少なくないと思います。義務というか、お願いは200~300件の範囲にしておいて、皆さんが本当にプッシュする場合はもっと数をぐっと減らして、先ほどおっしゃっていたモデル的なものに限ってもいい気がします。だから、本当に審議会で揉むような、公共何とか、分科会で揉むようなものもあれば、皆さんがご担当のレベルで、関係の良好な課とうまくやり取りができるような例があってもいいような気がしますし、それは一律このフローに載らなくてもいいと思います。

すみません、ちょっとお時間かけてしまって。

○堀議長 よろしいですか。

では、すみません、お待たせしました。

○岩松委員 いえ……、新人として、資料を送っていただいて、まず、1つ質問と、読んだ感想ということで、公園の区域内とここに書いてありますが、これは隣接する場所やすぐ近い場所は関係ないということですよ。つまり区域内という、よくすぐ隣に、区域外で隣に何かとんでもないものが無策に建ってしまったというような、それはどうなのかと思ったことが1つ。また、自分がもしこれを記入しなければいけないと思って確認してみましたが、これはどこにも、攻略本の何ページを見ろとか、ここを参考にしろということが書いていない。多分現場は忙しい人ばかりだと思うので、何ページを見れば、これについて書いてあるというような、特に色に関しても、横に少しでも参照ページが書いてあるといいのではないかと思いました。

更に写真ですが、特に良いほうに丸がついているもので、色がたまたまけばけばしい、アースデザインの植栽をする箇所にとというのは、地面がたまたま真っ赤に目立っているので、緑がきれいに見えない写真とか、あとは、既存の並木を保全するという写真の中でも、多分真ん中の木が一番大事な木だと思います。向こう側の看板のほうが強く見えてしまい、景観としてきれいに見えていないような気がしたので、アングルを変えたほうがいいのではないかと思いました。

それから、結構難しい言葉で下に書いてあることの意味がよく分からないことが随分あったのは私の勉強不足と思いますが、例えばグレードを高く作り込むというのはどういうことなのかとか、自己領域とか、あとカタカナ語ですね。アンジュレーションとか、ソフトショルダーとか、私は勉強させていただきましたが、本当にこれを、皆さん分かるのかと思いました。以上です。感想だけですみません。

○堀議長 では、事務局のほうから、1点目は公園隣接区域、2点目は攻略本との関連、3点目は使用する事例写真について。

では、私が答えられる範囲で。公園隣接区域というのは、ご心配の点はよく分かりますが、公園を設定するときに、実はそういうことを踏まえて区域設定しています。それは普通地域といいまして、バッファゾーンなのですが、核心的なところに影響を与える周辺区域も入れて公園区域を設定するのが普通なので、もしも問題が起こったら、それは公園区域を設定したときのミスなのです。所掌が違いますので、景観ではそれはうまくやっているというこ

とを前提にやりますので、そこはお許しいただきたい。普通はそういうことを十分に配慮して公園区域を設定しているはずです。仮にそうではない場合はそれはそちらのほうに文句を言うべきです。

2番目、攻略本との関連、それは私も同感のところがあって、攻略本では足りないので、チェックシートができたのかと思いますが、関連を少し意識したらいいかと思います。

それから、事例写真につきましては、事例数あるいは事例の項目等も含めてこれからシェイプアップだろうと思いますので、今の段階では是非お許しいただきたい。これだけでもすごいです。ほかではやっていません。このようなものはありません。これはこれで決定ということではなくて、ここからスタートして充実させていくということで、むしろ委員の皆様には良好事例の提供を是非お願いしたい。私はもっと良い事例を持っているよというのがありましたら是非お願いしたいと思います。

では、事務局のほうで補足してください。

○持斎主査 大変参考になるご意見をどうもありがとうございました。

対象ページの考え方は、私自身これを見て、もう少し分かりやすくなる分類項目にしたほうがいいのかと感じていたところでしたので、うまく本編の対象ページ、対象項目と照らし合わせるができるようなまとめ方に変えていきたいと思います。

また、掲載写真についてはまだ検討中のところございまして、おっしゃられたように誤解を与えてしまうような写真の中にはあるかと思っておりますので、そこは入れかえる方向で検討したいと思います。

それから、会長もおっしゃっていたように、今回の写真はこれまでに堀会長が講演会等で使われた写真や、私がこれまでに撮った写真のストックや、この指針の中で使われている写真を中心に集めてみたのですが、まだこちらで所有している非常にいい写真に限られておりますので、もしこの項目を説明するのにいい写真がありましたら、ご提供いただけると幸いです。よろしく願いいたします。

○堀議長 項目もまだ全然足りないと思います。これをチェックすることによってこういうことがあるのかと使ってもらえるのであれば、多くて困るということはないです。義務づけられてこれを全部やらなければいけないとなると多くなったら大変ですが、そうではないでしょう。あ、こんなこともあるのかと知ってもらえるので、項目がもっと増えても構わないと思います。ですから、項目を増やすということも少し委員の方々からアイデアをいただいたらよろしいのではないのでしょうか。

○中津原委員 ですから、例えば事前チェックだとすると、こういうことができる、また、何々したではなくて、何々できませんかという言い方になると思いますが、その段階でいくと、各項目の最後のところに、その他、ここに書いてないことでこういう工夫を考えています、そういうものもあってもいい。

○堀議長 そう、すごく大事なことですな。

○中津原委員 そういうものはどんどん後で増やしていけばいいよね。

○堀議長 これだけやればいいということではないので、是非それぞれのところに自分で入れられるように、自由記述欄を入れていただきたいと思います。それがなかなか出てこないとは思いますが、出てきたら、今度それを項目に加えていけばいいわけです。

○福森委員 ちょっとよろしいでしょうか。

○堀議長 どうぞ。

○福森委員 先ほどの写真の件ですが、攻略本の71ページの一番右上に、あずまやがあって、向こうの山を眺めるといふ、そのあずまやからの眺めのことを言っていますが、はっきり言ってこの写真で言えば、あずまやがないほうが丸なのです、私の感性は。だから、それであれば、写真は小さくして、あずまやから見た景観をクローズアップさせるのが景観ではないかなということと、あと緑がどうのこうのと、先ほど駐車場の件もありましたが、落葉樹の場合、当然冬枯れします。日本には四季がある。その辺を全く無視していますね、景観で。それは取り入れるべきではないかな、四季によって見た目はまるきり違うわけです。ですから、植える植栽も、常緑樹、落葉樹、針葉樹その他、先ほどいろいろな意味で疑問点、一般の市民、県民がいいと感じるようなものにたどり着くのが究極の目的だと思いますので、その辺をご配慮いただければと思います。以上です。

○堀議長 事務局からいかがでしょうか。

○持斎主査 ありがとうございます。

71ページの写真につきましては、全くご指摘のとおりでございまして、このあずまやの評価は分かれるところかと思えます。もし撮るのであれば、あずまやから棚田と武甲山を望む写真というのでもいいのかもしれませんが、多分これを撮った人は、視点場を含めた写真を撮りたかったのかと思います。ただ、屋根がついているというのは確かに評価が分かれるところですが、ここでは屋根がついているのでしようがないですが、それについては検討してみたいと思います。

○堀議長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○深堀委員 このチェックシートと前回のアピールシートで1つ大きく違うところは、以前は景観資源をきちんと書かせるというところがあって、これがむしろ書きにくかった原因の1つなのかと思いますが、今回それを意識することを全くなくしてしまって本当にいいのかと疑問に思いました。以上です。

○堀議長 事務局からはいかがでしょうか。

○大槻副課長 そうですね、おっしゃるとおりなので、チェックシートの中にそういう配慮をしているとか、何かしたとかというのを、何か項目を入れたいなど、今言われて思いました。

○持斎主査 いや、本当にそのとおりで、周辺の景観資源に何があるのか考えてもらうというのは非常に大事なことなので、入れたい気持ちはとてもありました。ただ、それを考えるのが難しい、そこを見た時点でこのチェックシートを書く気力がうせてしまうというのも……

○深堀委員 それは分かりますが。

○井上課長 どういう形で入れるかということですよ。

○持斎主査 現状としてあったので。

○深堀委員 景観資源データベースというのがウェブサイトで見られるのですが、なかなか使い方が難しいという気がいたしました。ですから、そこは将来的に非常に課題になる部分なのかな。公共事業のほうも基本的にいろいろと景観をつくるほうの意識はだんだん育ってきていいと思っていますが、ただ、県民が期待しているのは景観資源の番人という審議会を考えると、どういう景観を守るのかということアピールできないといけないのかなということがあるので、まずデータベースの資源、例えばもう少し市民活動がたくさんあるところと景観資源とか、市民活動と眺望点というのが、これから登録が増えてくればそれがチェックシートの最初のところで必要性が高い事業になるのかと思いました。

○上田委員 すみません。

○堀議長 はい、どうぞ。

○上田委員 昨年までは景観賞があり、「いいもの」をつくると県から評価され、ご褒美を与えられていました。同じようにこのチェックシートにしたがって作業すると、何かしら評価されるというシステムを作ってもらえると、参加意欲が高まるのではないのでしょうか。

○堀議長 事務局のからはいかがでしょうか。

なければ、私から。私が先ほど言ったモチベーションアップと関係すると思いますが、それは攻略本、これはもう本になっているのですが、差しかえできるように、あるいはインタ

ーネットとかで工夫した事例をどんどん入れていけばいいのです。こんな工夫をした。この攻略本にあるのは、その工夫した結果のアフターしかありませんが、理想的には、特に技術者に参考になるのは当初の案と工夫した後の、ビフォーとアフターを両方載せて、こういうのをこういうふうに工夫してこうなったというのが一番技術者に参考になるので、それが今後可能ですよね。つまりこれからやろうとするチェックシートがうまく機能すれば。だからそういう事例を収集して、載せていけば、自分が頑張ったら載っかるぞということで、なかなか難しいけれども、私だったら県の担当職員の名前まで入れてやる、そうすれば、若い人はすごく励みになりますよね。

いろいろな学会でデザインの賞を出すだけではなくて、何年度の良好事例というのをどこでも出しているじゃないですか、建築でも造園でも土木でも。それはそれに載って、名前が載る、全部個人名を入れるのです。それはコンサルのすごく若い人のモチベーションアップに確実になっています。県は組織で仕事をするという意識があるから、なかなか個人名を上げにくいと思いますが、最初の段階としては自分が関わったものに載る、それくらいは是非考えてもらいたいです。

○大槻副課長 今のお話であるとおり、実は資料3の中の一番下にも書かせていただいて、先ほどの難しい言葉というのとまたちょっと関係してくると思いますが、アピールシートの公開は廃止したのですが、今度チェックシートを提出してもらっただけで、その後の県民に対するアピールをどのようにしていこうかというのは、実は私どもの課の担当の課題でございまして、ただ単にチェックシートだけ集めて底上げしただけですとなかなかモチベーションも上がらないだろうと思われまして。なおかつ景観に対して埼玉県はこういう取り組みをしていますよというのを外部にもアピールしなくてはいけないということもありますので、ホームページ上の提出状況を管理するということを、1行軽く書いていますが、このアウトプットをどうしていこうかということが実は私どもにも与えられた課題の1つでございまして、またいろいろ考えさせていただいて、今の難しい文字のまま、ゲシュタルトを入れているというので400件中200件なんて書いても県民には分からないので、どういった形でそれを調理していくかは私どもの課題でございまして、そういう中で今申し上げたお話も入れて、考えさせていただきたいと思っております。

○堀議長 ほかにいかがでしょうか、ちょっと時間が押しておりますが。

では、最後に1つだけ、実は景観の工夫というのはあるところでの正解がほかのところでは不正解ということも非常によくあります。だから工夫しなければいけないですね。先ほどの

銀山温泉で正解の工夫を、浦和の駅前に持ってきても不正解なのです。だからそういう誤解はこれから起こると思います。そういう誤解を経て成熟していくのだと思うので、最初から全部分かってというのは無理だと思いますが、どこかにこれが全ていつでも正解ということではなく、ここに書いてあることをいつまでも、どこでもやればそれで良いということではないので、与えられた仕事によって、とにかく工夫して、考えてくださいということを、誤解のないようにしておいていただきたいと思います。

すみません、不手際から時間を随分超過してしまいましたが、ほかに意見がないようでしたら、本日……

○福森委員 すみません、あった場合は、今日は時間がないので、議事録をまとめられると思いますので、メールで、この辺についてはという、個別の資料を、私、今日見たばかりですから、後日意見を提出させていただければと思います。

○堀議長 事後にも意見を出せるようにということですね。

○福森委員 ええ。

○堀議長 はい、よろしいですか。

○大槻副課

長 はい。

○堀議長 では、ぜひ積極的にお願いしたいと思います。

それでは、本日用意いたしました議題、滞りなく終わりましたので、進行を事務局にお戻ししたいと思います。

○（司会）大槻副課長 どうもありがとうございました。

本日は、堀会長をはじめ、委員の皆様には貴重なご意見をいただき、まことにありがとうございました。また、今後もメール等でいろいろなご意見をいただけるということなので、ご参考にさせていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして、第38回埼玉県景観審議会を閉会させていただきたいと思います。

なお、次回以降につきましては、審議会を2月頃にまたやらせていただきたいと考えております。そのときの議題として今考えられているのは、埼玉県景観計画の変更や、専門家アドバイス、今日見ていただくものがございますが、それについて審議していただきたいと考えております。日程等につきましては、またご連絡を差し上げるとともに、資料については今回不手際により、届いていたり届いていなかったりしたところがあったようで誠に申し訳ないんですが、もっと早めに出させていただくようにしたいと思いますので、何とぞよろし

くお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後 0時35分 閉会